

国会公契第 18 号
国官技第 241 号
国営管第 325 号
国営計第 115 号
国港総第 466 号
国港技第 77 号
国空予管第 998 号
国空空技第 396 号
国空交企第 290 号
国北予第 12 号
令和 5 年 11 月 24 日

| | |
|-----------------------|---------------|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各 課 長 殿 |
| 各 地 方 整 備 局 | 総 務 部 長 殿 |
| | 企 画 部 長 殿 |
| | 営 繕 部 長 殿 |
| | 港 湾 空 港 部 長 殿 |
| 北 海 道 開 発 局 | 事 業 振 興 部 長 殿 |
| | 営 繕 部 長 殿 |
| 各 地 方 航 空 局 | 総 務 部 長 殿 |
| | 空 港 部 長 殿 |
| | 保 安 部 長 殿 |
| 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 | 総 務 部 長 殿 |
| | 管 理 調 整 部 長 殿 |
| 国 土 地 理 院 | 総 務 部 長 殿 |
| | 企 画 部 長 殿 |

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク 部 空 港 技 術 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

令和5年度補正予算のうち国庫債務負担行為に係る国土交通省所管事業の執行に向けた補正予算成立前における入札公告の前倒しの実施について

令和5年11月2日付けで「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、これを踏まえ、令和5年11月10日付けで令和5年度補正予算案が閣議決定されたところである。

令和5年度国土交通省所管事業の執行については、令和5年4月3日付け国会公第191号により事務次官から各地方整備局長等あてに通知し、また、令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行については、令和5年4月3日付け国官総第230号、国会公契第45号、国官技第399号、国営管第633号、国営計第183号、国北予第50号により大臣官房長から各地方整備局長等あてに通知しているところであるが、上記対策の趣旨に則り、早期の予算執行に万全を期するため、補正予算のうち国庫債務負担行為に基づく契約による事業の執行に向けた入札・契約業務等の実施に当たっては、下記の点に留意の上、引き続き適切に執行されたい。

記

1. 令和5年度補正予算のうち、国庫債務負担行為に基づく契約による事業については、当該事業を補正予算に計上した事由を踏まえて早期の予算執行を図る必要がある場合においては、必要に応じて補正予算成立前における入札公告の前倒しを実施するなど、速やかな執行のために手続を進めること。
なお、補正予算成立前に入札公告を実施する場合には、落札の決定は補正予算が成立し、財務大臣による実施計画の承認及び予算の示達がなされた後に行うとともに、当該工事の入札公告及び入札説明書に、落札決定及び契約締結の条件としてその旨明記するものとする。
2. 入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）の規定にかかわらず、上記1.の対象となる工事には適用しなくても差し支えないこととする。